

外国人労働者の給与にかかる源泉所得税について

東北の中小企業においても、技能実習・特定技能を中心に外国人労働者の雇用はよく見受けられるようになりました。令和8年5月のLet's have a breakに続き、外国人労働者の雇用による源泉所得税の処理について、整理したいと思います。

1 源泉徴収の方法は、居住者と非居住者で異なる

令和8年3月号のLet's have a breakで詳しく居住者か、非居住者かの判定について記載されていますが、ここでも触れたいと思います。外国人が給与から源泉徴収される所得税等の額は、「居住者」に該当するか、又は「非居住者」に該当するかにより異なることになります。「居住者」とは、日本国内に住所がある個人又は現在まで引き続いて1年以上居所がある個人をいいます。「非居住者」とは、居住者以外の個人（日本国内に住所がなく、かつ現在まで引き続いて1年以上居所がない個人）をいいます。技能実習生や特定技能人材は、入国時点で一定期間の在留が予定されていることから、居住者に該当するケースが多いようです。もっとも、入国直後や短期契約の場合には非居住者となる余地もあるため、形式的な在留資格だけでなく、入国日、雇用契約書、住居の状況などを通じて、契約期間や滞在見込み等の実態確認が不可欠です。

2 居住者の源泉徴収における主な留意点（扶養認定書類の確認）

「居住者」が支払いを受ける給与に係る所得税等の額は、給与所得の源泉徴収税額表より算出されます。配偶者や扶養親族などの数は、「居住者」が雇用主に提出する『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』に記載されたところによります。非居住者である親族について、扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除又は障害者控除）の適用を受ける場合には、次の通り、その親族に係る「親族関係書類」「留学ビザ等書類」「送金関係書類」又は「38万円送金書類」を、給与等の支払者に提出し又は提示する必要があります。

【扶養控除にかかる確認書類】

非居住者である親族の年齢等の区分		扶養控除等申告書の提出に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16歳以上30歳未満又は70歳以上		「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上70歳未満	①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び「在留ビザ等書類」	「送金関係書類」
	②障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	③あなたからその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者	「親族関係書類」	「38万円送金書類」
	（上記①～③以外の者）	（扶養控除の対象外）	

【配偶者控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除又は障害者控除に係る確認書類】

適用を受けようとする控除	扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
配偶者控除、配偶者特別控除	「親族関係書類」 ※源泉控除対象配偶者に該当する場合のみ控除可	「親族関係書類」及び 「送金関係書類」(注)
特定親族特別控除	「親族関係書類」 ※源泉控除対象親族に該当する場合のみ控除可	「親族関係書類」及び 「送金関係書類」(注)
障害者控除	「親族関係書類」	「送金関係書類」

(注) 年末調整の際、配偶者控除等申告書又は特定親族特別控除申告書の提出時に、これらの確認書類を提出又は提示する必要があります。なお、扶養控除等申告書を提出する際に、非居住者である親族について、「親族関係書類」を給与等の支払者に提出又は提示した場合には、配偶者控除等申告書又は特定親族特別控除申告書の提出の際に、「親族関係書類」を給与等の支払者に提出又は提示する必要はありません。

3 非居住者の源泉徴収における主な留意点

(1) 非居住者が給与を受け取る場合の源泉徴収（基本）

「非居住者」が支払いを受ける給与に係る所得税等の額は、その給与の支給額に一律20.42%の税率を乗じて算出されます（原則として、この税額が源泉徴収されることにより課税関係が完結するため、税務署に対する確定申告の必要はありません）。

(2) 非居住者が給与の支払いを受ける前に「租税条約に関する届出書」を提出した場合

非居住者が、日本において源泉徴収される所得税等について、租税条約に基づき軽減又は免除を受けようとする場合には、上記3（1）に変えて、「租税条約に関する届出書」（以下「届出書」といいます。）を提出する必要があります。

非居住者は、届出書を給与の支払者である源泉徴収義務者（以下「支払者」といいます。）ごとに作成し、最初にその所得の支払いを受ける日の前日までに、支払者を經由して支払者の納税地の所轄税務署長に提出します。

(3) 非居住者が給与の支払いを受ける前に「租税条約に関する届出書」を提出しなかった場合

非居住者が支払いを受ける日の前日までに税務署長へ届出書及びその添付書類（以下「届出書等」といいます。）を提出していない場合には、支払者は、支払いの際、国内法に規定する税率20.42%によって源泉徴収を行います。

ただし、非居住者は、後日届出書とともに「租税条約に関する源泉徴収額の還付請求書」を、支払者を通じて支払者の納税地の所轄税務署長に提出することで、軽減又は免除の適用を受けた場合の源泉徴収税額と、20.42%の税率により源泉徴収された税額との差額について、還付を請求することができます。

4 結 び

外国人労働者が増加している現在、給与支払いに伴う源泉所得税の対応が必要となってきました。私も書類内容を確認しながら源泉所得税の取り扱いに注意していきます。